

武豊町飲食応援クーポン券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している町内の飲食関連店舗における消費を促し、域内循環と事業者支援を図るために実施する武豊町飲食応援クーポン券事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クーポン券 武豊町（以下「町」という。）が発行する商品券をいう。
- (2) 特定取引 クーポン券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証券その他これらに類するものを除く。）の購入をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったクーポン券の換金を申し出ることができる事業者として町に登録された者をいう。
- (4) 取次金融機関 特定事業者から換金の申出のあったクーポン券を町に取り次ぐ金融機関をいう。
- (5) 飲食関連店舗 「飲食店営業許可・喫茶店営業許可・菓子製造業許可」のいずれかを所有する飲食店及び小売店と、飲食店へ飲食料品の卸売をする小売店（いずれもコンビニエンスストア・ドラッグストア・総合スーパー・専門スーパーを除く。）をいう。

(交付対象者)

第3条 クーポン券の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町が別に定めるクーポン券の使用を開始する日の1月前（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法の規定（昭和42年法律第81号）に基づき、町の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主であること。
- (2) 基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者（以下「DV避難者」という。）で、基準日において居住している武豊町に住民票を移してはいないが、ア又はイに掲げる要件を満たしており、その旨を武豊町に申し出た者。
 - ア 当該DV避難者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
 - イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

(クーポン券の交付)

第4条 町長は、この要綱に定めるところにより交付対象者にクーポン券を交付する。

- 2 クーポン券は、一世帯につき3,000円分を交付する。
- 3 クーポン券の一枚当たりの券面金額は、500円とする。

(クーポン券の使用範囲等)

第5条 クーポン券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 クーポン券の使用期限は、令和4年2月28日までとする。
- 3 600円(消費税及び地方消費税を含む。)毎の取引でクーポン券を一枚使用できる。
- 4 クーポン券は、売買をすることができない。
- 5 クーポン券は、公租公課の支払い及び次に掲げる物品の購入に使用することはできない。
 - (1) 不動産又は金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不適切と認めるもの

(特定事業者の登録等)

第6条 町長は、クーポン券を取扱うことができる事業者を、別に作成する募集要項を公示し募集する。

- 2 町長は、前項の規定により応募のあった事業者を審査し適当と認めるときは、特定事業者として登録のうえ、特定事業者登録証明書を交付する。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 特定取引においてクーポン券の受取を拒まないこと。
 - (2) クーポン券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
 - (3) 町と適切な連携体制を構築すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、前条第1項の募集要項に定める事項を遵守すること
- 2 町は、特定事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(クーポン券の換金方法)

第8条 町長は、特定取引においてクーポン券が使用された場合は、特定事業者に対し、別に定める換金方法により、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

(クーポン券に関する周知)

第9条 町長は、事業の実施に当たり、事業の概要について、広報その他の方法により住民へ周知を行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。